

関係法令・条例等

○環境基本法

(平成五年十一月十九日法律第九十一号)

(都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

○福島県生活環境の保全等に関する条例
(平成八年七月十六日福島県条例第三十二号)

第二十七条

- 1 (略)
- 2 この章において「排水指定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設であって規則で定めるものをいう。
 - 一 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項第一号に規定する物質（以下この章において「法定有害物質」という。）その他人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質（以下この章において「法定外有害物質」という。）を含むこと。
 - 二 水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する項目（以下この章において「法定項目」という。）その他水の汚染状態（熱によるものを含み、法定有害物質又は法定外有害物質（以下この章において「有害物質」と総称する。）によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目（以下この章において「法定外項目」という。）に關し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
- 3 (略)
- 4 この章において「指定事業場排出水」とは、排水指定施設を設置する工場又は事業場（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）を除く。以下「排水指定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。
- 5～9 (略)

(特別排水規制水域の指定)

第二十八条 知事は、水道（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道をいう。以下同じ。）の水源の水質を保全するため、当該水道の給水区域（同条第十一項に規定する給水区域をいう。以下同じ。）をその区域に含む市町村の長の申出により、公共用水域のうち特に水質の保全を図る必要があると認める水域を特別排水規制水域として指定することができる。

- 2～5 (略)

(排水指定事業場排水基準等)

第二十九条 知事は、指定事業場排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、排水指定事業場に係る排水基準（以下「排水指定事業場排水基準」という。）を、特定事業場排出水の汚染状態（法定外有害物質の量及び法定外項目によって示される水の汚染状態に限る。）について、特定事業場に係る排水基準（以下「特定事業場排水基準」という。）を特別排水規制水域及び特別排水規制水域以外の水域（以下「その他の水域」という。）ごとに規則で定めなければならない。

- 2 排水指定事業場排水基準は、有害物質による汚染状態にあっては、指定事業場排出水に含まれる有害物質の量について、物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚

染状態にあっては、法定項目又は法定外項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 (略)

(計画変更命令等)

第三十三条 知事は、第三十条第一項又は前条第一項の規定による届出があった場合において、指定事業場排出水の汚染状態がその届出に係る排水指定事業場の排水口においてその指定事業場排出水に係る排水指定事業場排水基準に適合しないと認めるとき、又は地下浸透水が有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当すると認めるときは、その届出の日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る排水指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第三十条第一項の規定による届出に係る排水指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 (略)

(指定事業場排出水の排出の制限)

第三十七条 指定事業場排出水を排出する者は、その汚染状態が排水指定事業場の排水口において排水指定事業場排水基準に適合しない指定事業場排出水を排出してはならない。
2～4 (略)

(地下水水質保全特別区域における排水基準)

第五十一条 知事は、地下水水質保全特別区域にあっては、指定事業場排出水の汚染状態又は特定事業場排出水の汚染状態（法定外有害物質の量及び法定外項目によって示される水の汚染状態に限る。）について、地下水水質保全特別区域における排水指定事業場又は特定事業場に係る排水基準を規則で定めなければならない。この場合においては、第二十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

(指定事業場排出水等の排出の制限)

第五十二条 第三十七条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、地下水水質保全特別区域において、指定事業場排出水又は特定事業場排出水を排出する者は、その汚染状態が排水指定事業場又は特定事業場の排水口において前条の排水基準に適合しない指定事業場排出水又は特定事業場排出水を排出してはならない。

2～3 (略)

(審議会への諮問)

第九十六条 知事は、次に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、福島県環境審議会の意見を聴かなければならない。

一 第十一条第四項、第五項及び第六項、第十二条第一項、第二十七条第二項（各号列記以外の部分に限る。）及び第九項、第二十九条第一項、第三十三条第一項及び第二

項、第五十一条、第六十一条第一項及び第二項、第六十二条、第七十三条第一項、第八十五条並びに第九十一条の規定による規則の制定又は改正

二 第八十四条第一項の規定による地域の指定

○福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
(平成八年十月十八日福島県規則第七十五号)

(排水指定施設)

第二十条 条例第二十七条第二項の規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

一～十 (略)

十一 ゴルフ場 (ゴルフ競技の用に供するものであって、九ホール以上を有するものに限る。)

(法定外有害物質)

第二十一条 条例第二十七条第二項第一号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一～四 (略)

五 オキシン銅 (別名有機銅)

六～九 (略)

十 ピリダフェンチオン

十一～十八 (略)

十九 アシュラム

二十 テルプカルブ (別名MBPMC)

二十一～二十二 (略)

二十三 ベンスリド (別名SAP)

二十四 ペンディメタリン

二十五 ベンフルラリン (別名ベスロジン)

二十六～四十八 (略)

四十九 ジフェノコナゾール

五十～五十二 (略)

五十三 チフルザミド

五十四～五十五 (略)

五十六 トリフルミゾール

五十七～六十 (略)

六十一 エトキシスルフロン

六十二～六十五 (略)

六十六 MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩

六十七 (略)

(排水指定事業場排水基準)

第二十四条 条例第二十九条第一項の排水指定事業場排水基準は、有害物質による指定事業場排出水の汚染状態については、別表第五の左欄に掲げる法定有害物質又は法定外有害物質の種類ごとに同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとし、その他の汚染状態については、同表の左欄に掲げる法定項目又は法定外項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

(有害物質を含むものとしての要件)

第二十七条 条例第三十三条第一項の規則で定める要件は、別表第六の左欄に掲げる法定有害物質又は法定外有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる検定方法により地下浸透水の法定有害物質又は法定外有害物質による汚染状態を検定した場合において、同表の右欄に掲げる値以上の法定有害物質又は法定外有害物質が検出されることとする。

(地下水水質保全特別区域における排水基準)

第四十条 排水指定事業場に係る条例第五十一条の排水基準は、有害物質による指定事業場排出水の汚染状態については、別表第五の左欄に掲げる法定有害物質又は法定外有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げるとおりとし、その他の汚染状態については、同表の左欄に掲げる法定項目又は法定外項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 (略)

別表第5 (第24条、第25条、第40条関係)

排水指定事業場排水基準

1 (略)

2 法定外有害物質に係る排水基準

法定外有害物質の種類	特別排水規制水域における許容限度	その他の水域における許容限度
(略)	(略)	(略)
オキシン銅 (別名有機銅)	1リットルにつき0.04ミリグラム	1リットルにつき0.4ミリグラム
(略)	(略)	(略)
ピリダフェンチオン	1リットルにつき0.002ミリグラム	1リットルにつき0.02ミリグラム
(略)	(略)	(略)
アシュラム	1リットルにつき0.2ミリグラム	1リットルにつき2ミリグラム
テルブカルブ (別名MBPMC)	1リットルにつき0.02ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
(略)	(略)	(略)
ベンスリド (別名SAP)	1リットルにつき0.1ミリグラム	1リットルにつき1ミリグラム
ペンディメタリン	1リットルにつき0.1ミリグラム	1リットルにつき1ミリグラム
ベンフルラリン (別名ベスロジン)	1リットルにつき0.08ミリグラム	1リットルにつき0.8ミリグラム
(略)	(略)	(略)

ジフェノコナゾール	1リットルにつき0.03ミリグラム	1リットルにつき0.3ミリグラム
(略)	(略)	(略)
チフルザミド	1リットルにつき0.05ミリグラム	1リットルにつき0.5ミリグラム
(略)	(略)	(略)
トリフルミゾール	1リットルにつき0.05ミリグラム	1リットルにつき0.5ミリグラム
(略)	(略)	(略)
エトキシスルフロン	1リットルにつき0.1ミリグラム	1リットルにつき1ミリグラム
(略)	(略)	(略)
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	1リットルにつき0.005ミリグラム (MCPAとして)	1リットルにつき0.05ミリグラム (MCPAとして)
(略)	(略)	(略)

備考 この表に掲げる数値の検定方法は、知事が定める方法による。

別表第6 (第27条、第28条関係)

1 (略)

2 法定外有害物質

法定外有害物質の種類	検定方法	数値
(略)	(略)	(略)
オキシン銅 (別名有機銅)	知事が定める方法	1リットルにつき0.0008ミリグラム
(略)	(略)	(略)
ピリダafenチオン	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
(略)	(略)	(略)
アシュラム	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
テルブカルブ (別名MBPMC)	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
(略)	(略)	(略)
ベンスリド (別名SAP)	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
ペンディメタリン	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム

ベンフルラリン(別名 ベスロジン)	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
(略)	(略)	(略)

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針

平成2年5月24日環水土第77号各都道府県知事宛
環境庁水質保全局長通知
最終改正 平成25年6月18日環水大土発第1306181号

1 基本的考え方

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、農薬の使用に当たっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき安全性評価がなされた登録農薬の適正使用や使用量の削減等について指導が徹底される必要があるが、その際、これらの指導の実効を期す上で、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態把握に努め、その結果に基づき、必要に応じて隨時、ゴルフ場に対して適切な改善措置を求ることとすることが肝要と考えられる。

このような観点から、現状の知見等からみて可能な範囲で水質汚濁の未然防止に資する対処の方策を明らかにし、地方公共団体が水質保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となるよう、本暫定指導指針（以下「指針」という。）を定めることとしたものである。

別表に示した農薬は、ゴルフ場で使用されているものの中から全国的にみて主要なものを対象に、現在得られている知見等を基に人の健康の保護に関する視点を考慮して排出水中の指針値を設定してきたところである。さらに、農薬取締法第3条第1項第7号に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成20年環境省告示第60号において定められているものに限る。以下、「水濁基準値」という。）の設定が進められていることから、これらに加えて、水濁基準値が定められている農薬についても、当該水濁基準値に基づき指針値を設定することとする。

なお、今後、実態の把握の進捗や関連する科学的知見の集積等によって、必要に応じ、指針の改定があり得るものである。

2 暫定指導指針

（1）農薬使用状況等の的確な把握

水質保全の面からゴルフ場を指導する際には、これに先立って農薬の使用状況やゴルフ場内の集排水系統、排水処理施設の現状、接続する河川、利水施設等ゴルフ場周辺水域の状況等に関する実態を的確に把握することが必要である。このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年3月7日農林水産省・環境省令第5号）第5条に基づき提出されるゴルフ場における農薬使用計画書を活用するとともに、関係行政部局、市町村、団体等の協力分担の下に、管内ゴルフ場関係者との間の連絡協議を密にして、必要な資料の収集整理に努めるものとする。

（2）農薬流出実態の調査

ゴルフ場周辺の水域に対する水質汚濁を未然に防止する観点から、（1）により把握した情報を踏まえ、ゴルフ場から排出される水（以下「排出水」という。）に含ま

れる農薬の残留実態を調査し、これらの結果から所要の指導の一層の徹底を図ることとする。

このため、農薬の流出実態の調査は、排出水がゴルフ場の区域から場外の水域に流出する地点（以下「排水口」という。）において、農薬濃度が高い状態になると見込まれる時の排出水について実施することを基本とするものとする。

その際、ゴルフ場の構造等によって排水口における調査が困難な場合には、場内の調整池、排水路のほかゴルフ場下流の河川等を含め、ゴルフ場からの農薬の流出実態が適切に把握できると認められる地点において適宜行う。

また、調査の実施に当たっては、一般に使用農薬の種類や使用の時期、方法等が病害虫及び雑草の種類、発生時期等に応じて地域により多様であるほか、排出水中への農薬の流出は、農薬の種類、使用方法や現地の地形、土壤、集排水系統等の状況によって異なること等に十分留意する。

（3）指針値について

ア 指針値の設定

ゴルフ場からの排出水中の農薬濃度は、排水口において別表に掲げる値（以下「指針値」という。）を超えないこととする。また、別表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を指針値とする。

イ 指針値の変更

別表に掲げた指針値のうち、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値の10倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページ（http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html）に掲載しており、改定される場合もあるので、隨時確認すること。

（4）改善措置について

また、排水口における調査結果がこの指針値を下回る場合においても、農薬の流出を極力低減させるように努めるものとする。

排出水中の農薬濃度が指針値を超える場合には、次の措置をとるものとする。

ア ゴルフ場下流に近接して水道水源等利水施設が存在する場合など、調査結果を周知すべき関係者に直ちに連絡し、当該施設等における水質調査を行うとともに、ゴルフ場からの農薬の流出に起因して利水目的の維持達成等に支障が生じないよう万全の措置を講ずるものとする。

イ 農薬使用実態の精査、流出経路の踏査、調査頻度の増加等により指針値を超えたこととなった農薬の流出原因に関するより詳細な実態の把握に努める。

ウ 農薬の使用時期、回数等所定の使用法の遵守、流出が少ない農薬の種類や剤型の選択等農薬使用の適正化、可能な範囲での農薬の使用量の削減等について、関係部局等と十分連携をとりつつ、ゴルフ場関係者を指導する。

エ 排出水中への農薬の流出を低減させる上で、農薬使用の改善のほか、ゴルフ場の集排水系統、排水処理施設の改修や地形、構造の改変等を必要とすると認められ

る場合には、現地の実情に即し、これらに関する具体的な方策を検討の上、必要な措置を講ずるようゴルフ場関係者を指導する。

(5) 地域特性等への配慮

別表の指針値は、一般的条件の下で適用すべき暫定的なものとして設定したものであり、都道府県において、ゴルフ場の立地状況や下流の利水状況等地域の実情に応じ、別途、別表の指針値にかわるより厳しい値によって所要の指導を行うことができるものである。

また、排水口以外の地点において調査が行われた場合の調査結果については、別表の指針値を基に、その地点の集水域と排水口の地点の集水域の差異等を勘案して、所要の指導を行うものとする。この場合において、下流河川等の水域における調査結果については、一般に排水が河川等の水域に流入する場合に適用されている諸基準との関係等を勘案するものとする。

(6) 分析方法

排出水に係る標準分析方法は別添のとおりである。別の方法による場合及び別添に記載のない農薬の分析を行う場合は、必要な検出感度が得られるかどうか十分確認を行うこととする。

(7) 調査、指導の体制

調査及び指導に当たっては、必要に応じ、関係行政部局等の連絡協議の場を設けるとともにゴルフ場関係者の協力を求める等により、これらの円滑かつ的確な実施に遺漏のないように努めるものとする。また、ゴルフ場からの農薬の流出防止については、まずゴルフ場関係者において適切な対策が講じられることが基本であると考えられるので、ゴルフ場関係者に対し、本指針の周知徹底を図るとともに、都道府県の実情に応じ、自主的な調査、点検の実施等について指導し、所要の助言に努めるものとする。

(別表)

農 薬 名	指針値 (mg/L)
(殺虫剤)	
イソキサチオン	0.08
クロルピリホス	0.02
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロルホン (D E P)	0.05
フェニトロチオン (M E P)	0.03
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06 (イミノクタジンとして)
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04
オキシン銅 (有機銅)	0.4
キャプタン	3
クロロタロニル (T P N)	0.4
クロロネブ	0.5
ジフェノコナゾール	0.3
シプロコナゾール	0.3
チウラム (チラム)	0.2
チオファネートメチル	3
チフルザミド	0.5
テトラコナゾール	0.1
トリフルミゾール	0.5
トルクロホスマチル	2
バリダマイシン	1.2
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
プロピコナゾール	0.5
ベノミル	0.2
ボスカリド	1.1
ホセチル	2.3
ポリカーバメート	0.3

(除草剤)	
アシュラム	2
エトキシスルフロン	1
シクロスルファムロン	0.8
シデュロン	3
シマジン (C A T)	0.03
トリクロピル	0.06
ナプロパミド	0.3
フラザスルフロン	0.3
プロピザミド	0.5
ベンフルラリン (ベスロジン)	0.1
M C P A イソプロピルアミン塩及びM C P A ナトリウム塩	0.051 (MCPAとして)
(植物成長調整剤)	
トリネキサパックエチル	0.15

注1：表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{\text{ADI}(\text{mg/kg 体重/日}) \times 53.3(\text{kg}) \times 0.1(\text{ADI の } 10\% \text{ 配分}) / 2(\text{L/人/日})\} \times 10$$

注2：表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を指針値とする。

注3：表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値10倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページ (http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html)に掲載しており、改定される場合もあるので、隨時確認すること。